

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、  
翌日となる)

## 目 次

### ◇ 告 示

土地改良法による換地計画の決定（農村整備課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

一般国道の区域の変更（道路課）

一般国道の区域の変更（〃）

一般国道の供用の開始（〃）

県道の供用の開始（〃）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

都市計画事業の認可（〃）

都市計画法第六十六条による告示（二件）（〃）

## 告 示

### 鳥取県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第八工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

### 鳥取県告示第七百一十一号

日野町が行う土地改良事業に係る三土地区の換地計画の認可申請につい

ては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二の二七七、二一八二の二九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

漁港施設用地とするため

鳥取県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年八月二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

路線名	変更前後	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
四三二号	変更前	米子市両三柳字三右衛門道西二九〇〇―一―地先から同市皆生字沖大境二六一―一―地先まで	六・六〇 五九・〇〇	二、三三三・〇〇
	変更後	米子市両三柳字三右衛門道西二九〇〇―一―地先から同市皆生字沖大境二六一―一―地先まで	六・六〇 四九・〇〇	二、三三三・〇〇
	変更後	米子市西福原字堀川尻甲一五〇〇―一―地先から同市東福原字沖林ノ一 一二五八―三―地先まで	一四・〇〇 二七・五〇	一、三八七・〇〇

鳥取県告示第七百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年八月二日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

路線名	区 間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
両三柳後藤 停車場線	米子市両三柳字三右衛門道西二九〇〇―一―九地先から同地先まで	変更前	一七・〇〇 二三・〇〇	五・〇〇
		変更後	二三・〇〇	五・〇〇

鳥取県告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年八月二日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

路線名	区 間	供用開始の期日
四三二号	米子市両三柳字三右衛門道西二九〇〇―一―地先から同市皆生字沖大境二六一―一―地先まで	昭和六十三年八月二日
四三二号	米子市西福原字堀川尻甲一五〇〇―一―地先から同市東福原字沖林ノ一 一二五八―三―地先まで	昭和六十三年八月二日

西伯郡日吉津村大字日吉津字東後池一  
 ○四〇一七地先から米子市二本木字浜  
 田一〇八六一三池先まで

鳥取県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和六十三年八月二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

路線名	区 間	供用開始の期日
両三柳後藤 停車場線	米子市両三柳字三右衛門道西二九〇 〇一―一九地先から同地先まで	昭和六十三年八月二日

鳥取県告示第七百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年九月三十日 鳥取県指令受都計三一―二第十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市三山口字茶屋土居式

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳ろ三―三

綿瀬栄

綿瀬京子

鳥取県告示第七百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十一月十九日 鳥取県指令受都計三―二第十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字薬師下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町一七四六

湯浅長俊

鳥取県告示第七百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・六・三号旧袋川通り右岸線

三 事業施行期間

昭和六十三年八月二日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市元町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・四号上町松並線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町二丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市薬師町、西品治字上狭間、字雁津、字新茶屋、

字田島前（一）及び字田島前（二）並びに田島字上土居

地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十号飛行場布勢線及び三・五・三号

掘越覚寺線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市湖山町北一丁目、湖山町北三丁目、湖山町南一

丁目及び湖山町南四丁目地内

2 使用の部分 なし

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】